物品又は役務の名称及び数量 （１）名称 （２）物品調達又は業務内容 （３）物品調達時期又は履行期間 （４）履行場場所 （５）その他	 （１）美祢合同庁舎敷地庭木剪定業務 （２）美祢合同庁舎敷地の庭木剪定 （３）令和７年２月中旬～令和７年３月中旬 （４）美祢市大嶺町東分３４４９－５ （５）詳細は仕様書のとおり
見積書を提出させる者の選定に係る基準 （契約申込に要する資格）	○障害者総合支援法に規定する ・障害者支援施設 ・地域活動支援センター ・障害福祉サービス事業を行う事業所として指定されている施設 ○障害者基本法に規定する小規模作業所 ○上記施設に準ずる者として、知事の認定を受けた者 ○山口県内に事業所を有すること
契約相手方の決定の方法	（１）見積合わせを行い、予定価格の制限の範囲内で最低価格を提示した者を契約の相手方とする。 （２）見積書の提出が１者のみであった場合は、予定価格の制限の範囲内であるかを確認の上、当該の者を契約の相手方とする。
見積書の提出方法	以下により見積書を提出すること （１）提出期限 令和７年２月１２日　１４時 （２）提出先 住　所：美祢市大嶺町東分３４４９－５ 所　属：美祢農林水産事務所　総務課 連絡先：０８３２－５２－１０７０

美祢合同庁舎敷地庭木剪定業務仕様書

1　業務名

美祢合同庁舎敷地庭木剪定業務

2　業務場所

美祢市大嶺町東分３４４９－５　美祢合同庁舎

3　委託期間

令和７年２月１７日から令和７年３月２１日まで

4　業務内容

・庁舎敷地内の別添図面にて「○」、「△」、「□」で図示する庭木の剪定作業。

・「○」で図示する正門から本館棟までの道路沿の１２本（カシ１２本）の庭木は電力線から2.5mの位置で伐採する。

・「○」で図示する本館棟正面入口横のカシ１本、クロガネモチ１本については、別添写真と同等に剪定する。

・「△」で図示する本館棟横の椿等の雑木については簡易剪定とする。
（クロガネモチについては根本から伐採）

・「□」で図示する範囲の雑木についても簡易剪定（一定の高さで統一）とする。

・剪定後の枝葉等の清掃及び片付け作業。

5　安全対策

・施工にあたっては、施工地内及びその周辺状況に十分配慮の上、危険防止に努めること。

・作業にあたっては、ヘルメットを着用するなど労働安全衛生に配慮すること。

・施工中は、施工地域内に関係者以外を立ち入らせないこと。

6　完了報告

・業務完了後は、施工前、施工中及び完了後の写真を提出し、検査職員の検査を受けること。

7　その他

・作業の実施は、施工場所が職員駐車場と隣接していることから、庁舎閉庁日（土日及び祝祭日）に行うこと。

・日程については、事前に通知し、確認をとること。

事務所位置図

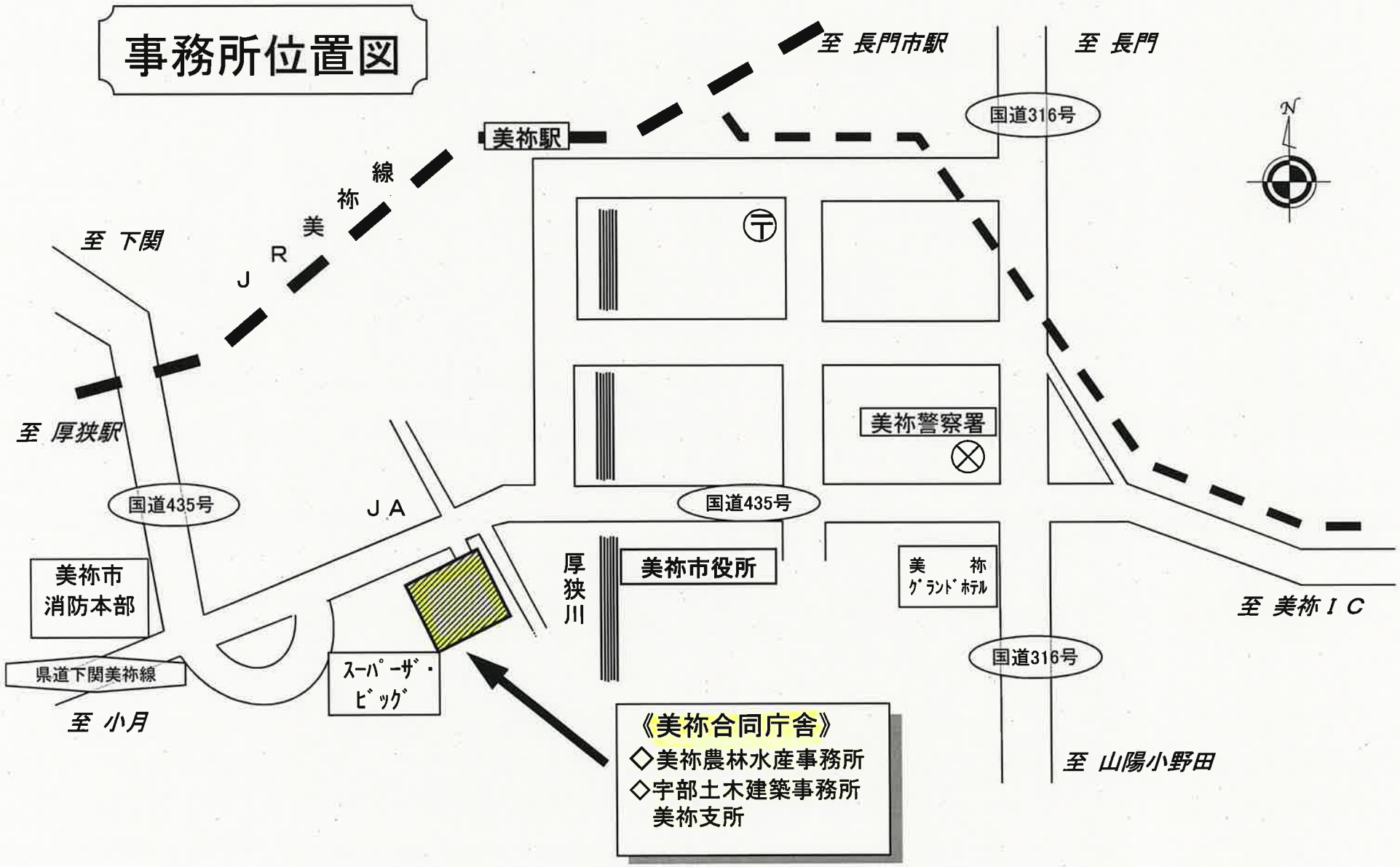
至 長門市駅
至 長門
国道316号
美祢駅
JR美祢線
至 下関
至 厚狭駅
国道435号
JA
美祢警察署
国道435号
厚狭川
美祢市役所
美祢市
消防本部
県道下関美祢線
至 小月
ｽｰﾊﾟｰｻﾞ・ﾋﾞｯｸﾞ
美祢
ｸﾞﾗﾝﾄﾞﾎﾃﾙ
至 美祢ＩＣ
国道316号
至 山陽小野田
《美祢合同庁舎》
◇美祢農林水産事務所
◇宇部土木建築事務所
美祢支所

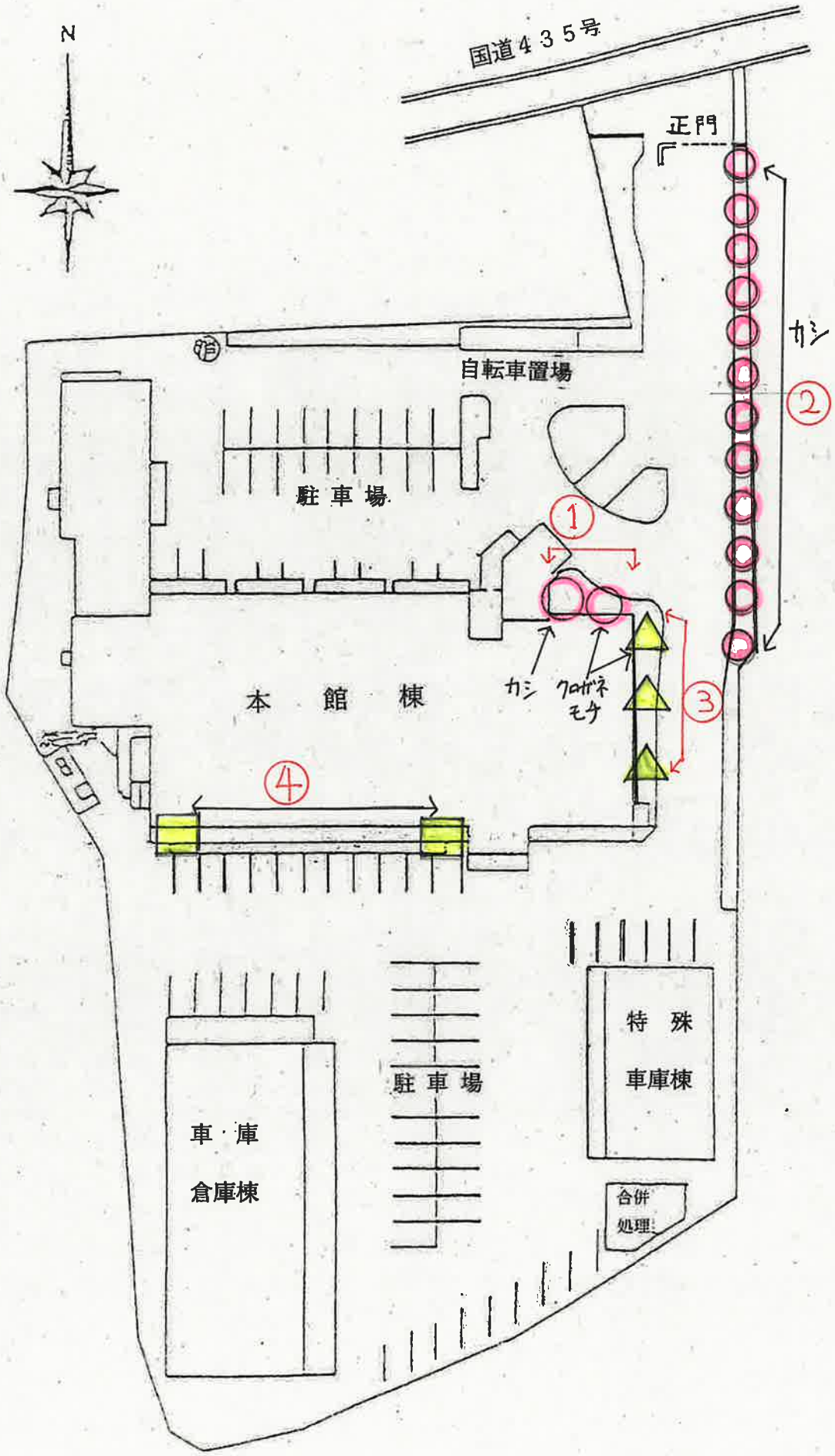
N
国道４３５号
正門
カシ
②
自転車置場
駐車場
①
本館棟
カシ
クロガネモチ
③
④
車・庫
倉庫棟
駐車場
特殊
車庫棟
合併
処理

剪定箇所①

剪定箇所②

剪定箇所③

剪定箇所④